

広島県告示第二百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年三月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域
（二）小串（一・三）四七 崩壊急傾斜地の自然現象の種類による原因となる発生原の土砂災害	広島県庄原市東城町小串地内	表区域の示
（二）小串（一・三）四七 崩壊急傾斜地の自然現象の種類による原因となる発生原の土砂災害	土砂災害特別警戒区域	区域の名称
（二）小串（一・三）四七 崩壊急傾斜地の自然現象の種類による原因となる発生原の土砂災害	土砂災害特別警戒区域	号三律の施行年で定められた区域の土砂災害等に係る防護対策の実施を促進するための法律（昭和二十九年法律第百八号）の施行に伴う区域の表示

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。